

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大津市、京都市及び宇治市
- 二 構造改革特別区域の名称 京都市認定通訳ガイド（京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士）特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大津市、京都市及び宇治市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 淡路市
- 二 構造改革特別区域の名称 淡路市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 淡路市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県及び橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村
- 二 構造改革特別区域の名称 飛鳥認定通訳ガイド特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 阿南市
- 二 構造改革特別区域の名称 阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 阿南市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県土佐郡土佐町
- 二 構造改革特別区域の名称 土佐町果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県土佐郡土佐町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））